

建築行政共用データベースシステムご利用の
特定行政庁並びに指定確認検査機関
及び構造計算適合性判定機関の皆様

一般財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステムに関する予算措置について（確認依頼）

日頃より、当財団の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に係る来年度の予算措置につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

つきましては、ご多用中誠に恐縮ではございますが、遺漏等ございませぬよう、確認方よろしくお願いいたします。

なお、このお知らせは、既にお見積りを当財団より電子メール等でお送りした団体様にも念のためお送りしております。

記

1. 共用DB利用料

令和3年度は、原則として令和2年度と同額の措置をお願いします。

※原則外となる場合

- ・年度途中で利用開始した場合（月額利用料を年額に換算した額となります）
- ・新規設立機関で令和2年度の利用料がゼロの場合
- ・台帳登録閲覧システムを利用の限定特定行政庁が一般特定行政庁に変わる場合

※関連資料（<http://www.icba.or.jp/kyoyodb/>よりダウンロードしてください）

- ・建築行政共用データベースシステム 導入の手引

2. 出張旅費・業務委託費等（別紙）

- ・共用データベース連絡協議会総会参加に係る出張旅費
- ・台帳登録閲覧システム操作説明会参加者又は派遣講師に係る出張旅費
- ・サブシステム追加に係る利用料、データ移行委託費

3. 令和4年度以降の予定

①共用DB利用料

通知・報告配信システムの無料提供延長有無を含め、令和3年夏頃までにお知らせします。

②建築行政地図情報システムにゼンリン地図を追加されている場合

現在、ベースマップ使用料のうち、ゼンリン地図に限り、ICBAが提供元（株式会社ゼンリンデータコム ネットサービス本部 ビジネスソリューション事業部 担当 渡辺様

TEL03-6860-7412 m_watanabe@zenrin-datacom.net）との契約・支払事務を代行しております。令和4年度からは、他のベースマップと同様、利用庁にて契約・支払事務の対応をお願いいたします。

お問合せ・お見積り

一般財団法人建築行政情報センター

TEL 03-5225-7703 mail gr-keiyaku@icba.or.jp

予算措置の際にご留意いただきたい出張旅費・業務委託費等**1. 共用データベース連絡協議会総会参加に係る出張旅費**

日時場所：令和3年7月頃 14時～15時予定 @東京駅周辺の会議室

対象：特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関ほか

内容：共用データベースの利用状況、改修状況等の説明

備考：

- ・総会は隔年開催で、令和3年度は開催年度です。
- ・ご出席は任意ですが、出欠にかかわらず、配付資料を全関係団体にお送りします。
- ・役員の方の出張旅費は事務局（ICBA）にて負担いたします。
- ・役員一覧、過年度の資料等は連絡協議会 WEB サイトよりダウンロード可能です。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renrakukyogikai.html>

2. 台帳登録閲覧システム操作説明会 参加に係る参加者の出張旅費

日時場所：令和3年4月頃及び10月頃 13:30～16:30 @東京・大阪・福岡 PC付研修室

対象：特定行政庁（台帳登録閲覧システム未利用でも参加可能）

内容：台帳登録閲覧システムの操作実習

参加費：無料

備考：開催予定、テキストは下記サイトよりダウンロード可能です。

<https://www.icba.or.jp/seminar/>

3. 台帳登録閲覧システム操作説明会 講師派遣に係る講師の出張旅費

日時場所：随時開催可能（所要3時間程度・インターネット接続が可能な会議室等が必要）

対象：台帳登録閲覧システムをご利用の特定行政庁 最大定員30名

内容：台帳登録閲覧システム操作説明会担当講師の派遣及び説明用資料提供

費用：派遣講師1～2名の出張旅費（講師派遣費、資料提供費は無料です）

概ね受講者10名以上の場合、派遣講師2名での対応が必要です。

旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準じて東京駅からの会場までの往復運賃として算定します。

4. サブシステム追加に係る利用料追加

台帳登録閲覧システム：確認件数等に応じた利用料追加が必要です。既存データを移行する場合は、下記5もご参照ください。

建築行政地図情報システム：行政庁の区分に応じた初期設定費、利用料が必要です。

法令・大臣認定データベース：一律8万円（税抜）追加となります。

※詳細は導入の手引、利用料算定シートによりご確認ください。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a1>

5. データ移行委託費

目的：台帳登録閲覧システムを追加利用する場合の既存データの投入、紙の建築確認台帳や建築計画概要書等の情報の台帳登録閲覧システムへの投入等

内容：台帳登録閲覧システム用の「中間ファイル」の投入

費用：投入1回当たり10万円（税抜）

備考：

- ・「中間ファイル」の作成は通常、専門業者への委託が必要です。
- ・作成仕様は下記サイトの「中間ファイルフォーマット」をご参照ください。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a4>